

こ保第 2677 号

令和 3 年 2 月 2 日

保護者 各位

保育課長

大阪府を対象とした新型コロナウイルス感染に関する緊急事態宣言の
延長を受けての市立保育所における対応について

標題の件につきまして、国が緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長したことから、
市は、引き続き【フェーズ5】を維持します。

ただし、【フェーズ5】に規定している内容は、「最大値」であり、現時点で市民の皆様
にお願いする内容は、【フェーズ5】の下段の囲み部分となります。

市立保育所における対応については、以下のとおりとなりますのでお知らせします。

1 市立保育所における対応

(1) 引き続き【フェーズ5】を維持

(2) 【フェーズ5】の内容(保育所部分抜粋)

市立保育所:原則、休所とする。(限定保育)

ただし、世帯員のいずれかに医療、消防、警察、福祉施設(介護、障害、保育、留
守家庭児童会)従事者がいる世帯に限り、保育所を利用できるものとする。

また、親族等に預けるなど、家庭での保育が困難な世帯で、次のいずれかに該当
する場合は、利用できるものとする。

1 小規模事業所等、勤務しなければ事業継続が困難な方

2 その他、家庭での保育が著しく困難であると市が認めた世帯

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

●「市立保育所」につきましては、本来、「原則、休所(限定保育)」とするところですが、現時点では、「**通常運営**」とします。

※今後の感染状況等に応じて、「原則、家庭での保育を要請」又は「原則、休所とする。(限定保育)」場合があります。

<<注意>>

今回、【フェーズ5】を維持しますが、対応は「**通常運営**」ですので、注意をお願いします。(現時点では、休所の対応ではありません。)

572-8533

大阪府寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市こども部保育課

TEL : 072-812-2552 (直通)